

序 文

この標準取引条件は、当社とその顧客との間の取引関係を約定するために定められたものである。

第1条 定義

他の意味に捉えられるものでない限り、下記の定義が当条件に適用される：

- (1) 「当社」とは、当条件の下で「サービス」を提供する、特定非営利活動法人 外航利用運送事業者倶楽部の会員をいう。
- (2) 「顧客」とは、同人の要求により、又は同人のために、「当社」が当条件の下で「サービス」を提供する際のその「人」をいう。
- (3) 「顧客の指示」とは、「サービス」に関して口頭もしくは文書であるとを問わず「顧客」の要求を表明したものをいう。
- (4) 「所有者」とは、「物品」の所有者及びその「物品」に利害を有する他のいかなる「人」をいう。
- (5) 「人」は、個人、団体、会社、法人団体又はその他のいかなる法的存在をも含む。
- (6) 「サービス」とは、当条件の下で「顧客」のために「当社」によって引き受けられるあらゆる取引をいい、その中にはアドバイス及び情報の提供を含む。
- (7) 「物品」とは、「当社」が「サービス」を提供する対象としての貨物及び「顧客」がもしくは「顧客」のために提供された「輸送機器」を含む。
- (8) 「下請業者」は、直接・間接の下請業者、その各々の使用人、代理人及び下請業者を含む。
- (9) 「輸送機器」は、あらゆるコンテナ、トレーラー、鉄道貨車、タンク又は貨物運送用のその他のあらゆる一括積載装置を含む。
- (10) 「運送書類」とは、船荷証券、複合運送証券、海上運送状又は名称はどうかであれ、貨物運送契約の証明となる類似の性質の書類をいう。

第2条 適用範囲

- (1) 当条件は、サービスが無償の場合でもそうでない場合でも、顧客または所有者または他のいかなる人から供給されるすべての他の条件を除き、フレイトフォワードとしての当社によって提供されるあらゆるサービスに適用されるものとする。
- (2) 前掲の(1)項にもかかわらず、物品に関して、運送人としての当社の名義で運送書類が発行されるときは、当条件からは離れて、その運送書類の規定が当該物品の運送に適用されるものとする。
- (3) 当社が顧客のために引き受けたサービスに強制的に適用される法律がある場合には、この標準取引条件は、当該サービスに関して、当該法律を条件とするものとし、かつこの標準取引条件の条項が当該法律に基づく当社の権利若しくは特権の放棄と解釈され、又は当該法律に基づく当社の責任若しくは義務を強めるものと解釈されてはならないし、仮に、この標準取引条件の条項が当該法律に何らかの範囲で抵触する場合には、その抵触する条項は、抵触する範囲内で無効とし、それ以上に及ばないものとする。
- (4) 当条件の全ての変更、取り消し又は放棄は、当社が署名した書面で行わなければならない。当社以外の人、当条件のいかなる変更、取り消し又は放棄にも同意する権限を有しないものとする。

第3条 不測の事態

いついかなる時点にせよ、何らかの障害、危険、遅延、困難又は妨害によってサービスの履行が影響を受けるとき又は影響を受けそうなときには、当社は、顧客に通知せずに、サービスが終了したものとして扱い、安全かつ便利であると考えられるいかなる場所においても物品を顧客の処分に委ねることができ、それをもって、当該物品に関する当社の責務は消滅するものとする。

この場合、顧客は、そのような扱いから生じるあらゆる運賃、料金又は費用の支払いに責任を負うものとする。

第4条 当社の地位と役割

(1) 当社は、顧客の代理人として全てのサービスを行う権利を与えられている。

(2) 前項(1)に拘わらず、下記項目の一つあるいはそれ以上が該当する場合は、当社は元請けとして下記のサービスを行う：

(a) 当社によって提供されるサービスと物品が当社の管理又は監督の下にある場合

(b) 物品に関して、運送人としての当社の名義で運送書類が発行される場合、又は別の条件の下の契約による場合。

(c) 強制的に適用されるあらゆる法律の下では、当社は元請けとしてサービスを提供する、又は、しているものとみなされる場合。

(3) 他の人から運賃・賦課金・種々の料金やその他の諸費用を回収するようという顧客の指示を当社が受容した場合であっても、顧客は、それらの運賃・賦課金・種々の料金やその他の諸費用に関する責任を負い、且つ、支払満期日に至っても上記の人から支払いが為されないときは、直ちに当社へそれらを支払うものとする。

(4) サービスの開始に先立って書面で別段の合意が特に為されていない限り、当社は、物品に対するサービスを、他の人の貨物に対する役務と併せて提供することが許される。

第5条 代理人としての当社の行為

(1) 当社は、当社以外の人と顧客との間の運送契約を証明する運送書類を周旋(仲立ち)する場合には、顧客の代理人として行為する。

(2) 顧客の代理人として行為する場合は、当社は顧客から明示的に下記の権限を与えられるものとする。

(a) 顧客または所有者に代わって、顧客の指示の実行や履行に関する、顧客または所有者または会社、さもなければ、当条件、免責事項、第三者への責任制限を含む全ての条件の基に第三者との全ての如何なる契約に於ける名義で、従事する。

前述の事項には、運送業者、フォワーダー、トラック運送業者、受領代理店、配送代理店、倉庫、梱包業者、その他のサービス提供者を選択、拘束、契約することが含まれる。

(b) 顧客および/または所有者に代わって顧客の指示の実行や履行に関連する全てと他の行為を行う

前述の事項には、運送業者、フォワーダー、トラック運送業者、受領代理店、配送代理店、倉庫、梱包

業者、その他のサービス提供者を選択、拘束、契約することが含まれる。

(3) 当社は、独自の裁量により、その項目の全部または一部を委任する権利を有するものとする。

(4) サービスの価格が包括的なものであろうとなかろうと、その価格の合意は、当社が元請契約者としてサービスを提供するのか、又は顧客の代理人としてサービスを提供するのかを、それ自体で示唆もしくは決定するものではない。

第6条 顧客の義務と保証

(1) 当条件に合意するに際して、顧客は、自らが物品の所有者であること、又は物品の所有者から授權されていることを保証する。

(2) 顧客は、物品の記述及び明細が、完全かつ正確であるとともに、当社がサービスを安全・効果的・合法的に且つ適用されるあらゆる法律又は規則に沿って実施するために必要なすべてのデータを含んでいることを保証する。ここにいう法律又は規則は、税関規則、輸出入制限、貿易制裁、及び関連する指示を遂行するために必要なその他の関連法規を言う。

(3) 顧客は、物品がサービスのために適切且つ万全な準備・梱包・ラベル標示・荷印や付番がなされていること、特に通常の取扱や保管、輸送の危険に耐えうることを保証する。

(4) 物品が顧客によって輸送機器の中に収められて、又は輸送機器に載せられて当社に差し出される場合には、顧客は、次の事柄を保証する。

(a) 物品が、当該輸送機器に適切に積載され固定されており、

(b) 輸送機器が、物品をその中に収めて、又はその上に載せて運送するのに適した状態であり、且つ、

(c) 物品が、輸送機器の中に収められて、又は輸送機器に載せられて運送するのに適していること。

(5) 物品が顧客によって輸送機器の中に収められて、又は輸送機器に載せられて当社に差し出される場合には、顧客は、次の事柄を保証する。

(a) 物品を輸送機器の中に収める前または、収める時に顧客は輸送機器が、物品を収めて、または乗せられて運送するのに適しており、手入れがされ、整然とし良い状態であることを点検する。

(b) 顧客のために当社によって輸送機器若しくはその他の機材が供給又は手配され、それが顧客の占有又は監督の下にある間に滅失又は損傷したときは、顧客は、その滅失又は損傷に関して、全面的な責務を負うとともに、当社に補償するものとする。

(c) 当社によって供給又は手配された輸送機器若しくはその他の機材が顧客によって取り扱われている間に、又は顧客の占有若しくは監督の下にある間に、当該輸送機器、機材若しくは輸送機器の中身によって引き起こされた他の人の財産の滅失若しくは損傷、又は他の人への傷害若しくは他の人の死亡については、当社はいかなる場合にも責任を負わないものとするとともに、顧客はそれらの事柄に対して当社に補償するものとする。

第7条 顧客の賠償

(a) 顧客は、当社が顧客又は所有者の指示に従って行為した結果又は、顧客又は所有者の保証違反の結果としていかなる類の責任、罰金、クレーム、損失、損害、経費及び費用がどのように生じようとも、それらの全てに対して当社並びに当社のあらゆる使用人、代理人及び下請け業者に賠償するものとする。

(b) 顧客は、いかなる類のクレーム、損失、請求が、どのように生じようとも当条件に基づいた当社の責任を超過した、またはそれに加えて当社に生じた、当社に提起された、それらの責任を免除するものとする。

(c) 顧客は、当社が顧客の指示に従って行為した結果としていかなる類の責任、罰金、クレーム、損失、損害、経費及び費用がどのように生じようとも、それらの全てに対して 当社に補償するものとする。

第 8 条 危険品、貴重品、腐敗しやすい物品及び特殊な物品

顧客は、当社に書面で事前通知を提出して当社から書面で同意を得ない限り、次の物品をサービスのために差し出さないこととすることを保証する。

(a) 国際海事機関(International Maritime Organization)の International Maritime Dangerous Goods Code (IMDG Code)、国際民間航空機関(International Civil Aviation Organization)により公表された航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針、IATA 危険物規則で危険品又は有害品に分類されている「物品」。

(b) 危険性を有する物品で、他の貨物に損害や汚れ若しくは別の何らかの形での影響を及ぼす恐れがある、又は財産、生命若しくは健康に危害を加える恐れがあるもの

(c) 特別な取扱を必要とする植物や物品。

(d) 貴重品の性状を有する品目。ここにいう品目は、金塊、硬貨、貴石、宝飾品、芸術品及び骨董品を含むが、それらには限られない。

(e) 腐敗しやすい物品。

(f) 温度調節を必要とする物品、或いは、

(g) 保存有効期間が短い物品。

第 9 条 見積りと諸費用

(1) 当社の見積りは、即座の受諾を本義として、且つ、撤回又は改訂されることがありうることを条件として、顧客へ提示されるものとする。

当社は、為替レート、運賃率、保険料率又は物品に適用されるあらゆる料金において当社の統御が及ばない変動が起こったときは、顧客が見積りを受諾した後であっても、通知のうえ又は通知せずに、見積りを撤回又は改訂する自由を有するものとする。

(2) 顧客は、すべての金額を、クレームや反対請求又は相殺を理由とした減額又は支払延期をせずに、現金又は他に取り決めた方法で直ちに当社へ支払うものとする。

(3) サービスに対する諸費用は物品を受取った時、又はサービス開始のどちらか早い時期から発生し、顧客と当社との相互合意によって支払期日が決められていない場合は、直ちに支払われるものとする。

(4) 当社の書面による同意がなく何らかの金額が、期日を過ぎても未払いのままで残っている場合、当社は、期日を超える期間を通して、年率 6 % の利息を当該金額に付加することができるものとする。

(5) 顧客は、税関、港湾局及びその他の当局のあらゆる規則又は要求事項を遵守し、輸入税、税金、関税、課税、預金、または当然に支払われるべき諸税のみならず上記の遵守を怠ったために被るあらゆる

罰金及び費用を負担するとともに、そのような諸税、罰金及び費用に対して当社に補償するものとする。

(6) 当社は、取引において慣習的なものとなっている全ての仲介料、手数料又は他の報酬を確保し且つ支払われる権利があるものとする。

第 10 条 保険

顧客から書面で指示をされ、当社が書面で同意をしない限り保険は手配されない。

そのような指示を当社が引受けた場合は、当社は、顧客が自らのために費用を支出して保険のカバーを得るための顧客の代理人としてのみ妥当な努力をする。

当社はそのような保険が保険会社やアンダーライターにより引受けされるかどうか保証しない。

第 11 条 申告

当社によって予め受領され且つ受諾された書面での顧客の指示に沿う場合を除き、当社は、法規、条約、契約又は他の要件に従うことを目的とした物品の特性、性状又は価額、あらゆる特別な引渡し、物品の具体的な積込みまたはストレージに関する申告義務を負わないものとする。

第 12 条 リエン

当社は、サービスや以前の役務に関して当社に支払われるべき全ての金額及び当該金額を回収する経費について、物品及び物品に関連するあらゆる書類に対してリエンを有するものとする。この趣旨に抛り、当社は、顧客の費用で且つ顧客に通知せずに、公の競売又は他の方法で当該物品及び書類を売却する権利を有するものとする。

もしも、物品及び書類の売却で、収入が未払金及び掛かった経費を賄いきれないときは、当社は、その不足分を顧客から回収する権利を与えられるものとする。

第 13 条 特別な引渡し

(1) もしも物品または物品の一部を顧客が相当期間内に引取りを怠ったときは、当社は、顧客に対して物品の引取りを要求する権利を有する。その物品を保管する権利を有するものとし、そのような保管の開始をもって、物品または物品の一部に関する当社の責任は完全に消滅するものとする。その保管の経費は、顧客によって負担されるものとする。

(2) 物品を顧客が相当期間内に引取り取らない場合、当社の単独の見解で、物品が品質劣化・腐敗・無価値化する恐れがあるときは、当社は、顧客への事前通知なしに顧客の単独の危険及び費用負担で、リエンに基づいて直ちに売却、廃棄又は、その他の方法によってその物品を処分することができる。当社は、売却の経費及びサービスや以前の役務について顧客から当社へ支払われて当然の全ての金額を顧客から回収する権利を与えられるものとする。

第 14 条 免責事由

当社は、顧客の代理人として行為しようとする、又は元請契約者として行為しようとする、損失、損害又は費用が次の事柄によって引き起こされたときは、それらに関する責任を免除されるものとする。

- (a) 顧客、所有者又は当社以外の人で顧客若しくは所有者を代理する人のあらゆる行為又は不作為。
- (b) 顧客、所有者又は人から与えられた指示に従ったこと。
- (c) 物品の不十分な梱包・荷印標示・ラベル標示、又は付番。ただし、当社が故意の怠慢や故意の不履行による場合は、その限りでない。
- (d) 顧客若しくは所有者又は当社以外の人で顧客若しくは所有者を代理する人による物品の運送、保管、梱包、積み替え、積み込み、荷卸し、又は取り扱い。
- (e) 物品の固有の欠陥又は性状。
- (f) テロ行為、戦争、暴動、騒擾、労働争議、生産妨害又は破壊行為。
- (g) 火災、天災、原子力事故。
- (h) 当社および下請人には回避することができず、また理に適った注意を尽くしてもその結果を防ぐことができなかつたあらゆる原因又は出来事。
- (i) 当社および下請人がその結果を合理的には予見しえようもなかつたあらゆる自己の行為又は不作為。
- (j) 権限のある当局又は「人」から与えられた命令又は勧告に従ったこと。

第 15 条 責任の制限

(1) 物品の滅失又は損傷について当社は、いかなる場合も、滅失又は損傷した物品の総重量に対して 1 キログラム当たり国際通貨基金の定める 2SDR(特別引出権)に相当する額を超えた金額での責任を負わないものとする。

(2) その他のあらゆるクレームの場合には、賠償額は次のうちの少ないほうを限度とするものとする。

- (a) サービスの対象である物品の価額、又は、
- (b) サービスの対象である物品の総重量に対して 1 キログラム当たり国際通貨基金の定める 2SDR(特別引出権)に相当する割合の金額。

(3) 前(1)項および(2)項は、次の事柄に基いて算定される；

物品の滅失又は損傷に係わる賠償について当社に責任がある場合、その賠償は、物品が顧客に引渡された — 又は引渡されるべきであった — 場所と時における物品の価額を基に算定されるものとする。

この趣旨に拠って、顧客のインボイスに記された物品の価額には、もしも顧客によって運賃・諸料金・保険料が支払われているならば、それらも加算されるものと看做される。

(4) 顧客からの事前の書面による要求に基づき、当社は、前記の各項に規定された限度を超す責任を受容することが有り得る。ただし、その拡大責任に対して当社が課する追加料金を顧客が支払うことを条件とする。

上述にも拘わらず、間接的若しくは結果的な損失、又は遅延の結果については、一切責任を負わないものとする。

(5) 当社、使用人、代理人、下請人の使用人及び代理人から賠償を得ることができる総額は、契約に基づくものであると、不法行為に基づくものであると、いかなる場合でも当条件に規定される制限額

を超えないものとする。

第 16 条 下請業者と賠償

(1) 当社は、任意の条件の下で運送の全部又は一部、積荷、揚荷、蔵置、保管、取扱その他物品に関して当社が請け負う全ての業務を下請けに出す契約を結ぶ権利を有する。これには更なる下請けに出す自由を含む。

(2) 顧客は、当社の全ての使用人、代理人、その下請け人に対して、賠償請求若しくは主張がなされないことを保証する。この賠償請求若しくは主張とは、これらのいかなる人に対して、サービスに関連したおよそ何らかの責任を負わせる、又は負わせようと意図するものをさす。それにも係わらず、このような損害請求若しくは主張がなされた場合には、その行為から生じたあらゆる結果について、顧客は当社に補償を行うことを約束するものとする。上述の規定が放棄されることなく、これら全ての使用人、代理人、又は下請け人は、本条件に含まれる当社の利益を、あたかもそれらの規定が自らの利益のために明記されたかの如く享受する。そして、当条件を締結するに当たり、当社は、それらの規定に関しては、自己のためのみならず、使用人、代理人、下請け人の代理人及び受託者として契約を締結するものとする。

(3) 当社、使用人、代理人、又は下請人の使用人及び代理人から賠償を得ることができる総額は、いかなる場合でもこの当条件に規定される制限額を超えないものとする。

第 17 条 クレームの通知及び提訴期間

当社は、下記に明示された日から 14 日以内に何らのクレームの通知が当社若しくは当社の代理人によって書面で受領されず、さらに下記に明示された日から 9 ヶ月以内に、顧客によって日本の東京地方裁判所に提訴され且つその旨の書面での通知が当社によって受領されない限り、全ての責任を免除されるものとする。

(a) 物品の損傷の場合には、物品の引渡しの日。

(b) 物品の滅失、不着、誤配又は遅延の場合には、物品が引渡されるべきであった日。

(c) その他の場合にはすべて、クレームをもたらした出来事が生じた日。

第 18 条 準拠法及び裁判管轄

当条件の中に別段の明示がない限り、当条件及びどのような契約も、日本法によって律せられ解釈されるものとし、且つ、当社を相手とした訴訟はすべて日本の東京地方裁判所に提起されるものとする。